

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 東海財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年 6 月30日 |
| 【会社名】 | 中部飼料株式会社 |
| 【英訳名】 | CHUBUSHIRYO CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 久 光 正 郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県知多市北浜町14番地 6 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。) |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 名古屋市中村区名駅南一丁目27番 2 号 日本生命笹島ビル17階 |
| 【電話番号】 | 052 - 562 - 2010 (代) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員総務人事部長 井 藤 直 樹 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号) |

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第69期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円 総額272,864,565円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月30日(木曜日)

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,000,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、平野宏、久光正郎、藤田京一、平野晴信、牧田健二、川上政彦、近藤祐司、小林洋哉及び酒井映子を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、深見裕康を監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 無効(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|-------|---------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 250,277 | 217 | 0 | 0 | (注)1 | 可決(97.49%) |
| 第2号議案 | | | | | (注)2 | |
| 平野 宏 | 249,501 | 993 | 0 | 0 | | 可決(97.19%) |
| 久光 正郎 | 248,946 | 1,548 | 0 | 0 | | 可決(96.97%) |
| 藤田 京一 | 248,909 | 1,585 | 0 | 0 | | 可決(96.96%) |
| 平野 晴信 | 248,908 | 1,586 | 0 | 0 | | 可決(96.96%) |
| 牧田 健二 | 248,908 | 1,586 | 0 | 0 | | 可決(96.96%) |
| 川上 政彦 | 248,909 | 1,585 | 0 | 0 | | 可決(96.96%) |
| 近藤 祐司 | 248,909 | 1,585 | 0 | 0 | | 可決(96.96%) |
| 小林 洋哉 | 249,713 | 781 | 0 | 0 | | 可決(97.27%) |
| 酒井 映子 | 249,692 | 802 | 0 | 0 | | 可決(97.26%) |
| 第3号議案 | 225,041 | 25,263 | 190 | 0 | (注)2 | 可決(87.66%) |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上